

平成 29 年度『年間予約調整』手続きのご案内
京都府立山城勤労者福祉会館

平成 28 年 12 月
京都府立山城勤労者福祉会館
指定管理者 日本環境マネジメント(株)

【趣旨】

京都府立山城勤労者福祉会館では、府の公共施設として多くの方に公平かつ効率的に使用していただくため、施設の使用予約について前年度に使用予約日の仮申請書を提出していただき、年間予約調整を行います。この年間予約調整は、京都府立山城勤労者福祉会館管理規定に基づき、行うものです。

近年、特に体育館のご利用希望は増加の傾向にあり、本年度も平均 85～93%の施設稼働率が続いている状況です。利用を希望される多くの方々に施設をご活用いただけるよう、予約調整にご理解とご協力をお願いいたします。

1. 年間調整の対象

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで、京都府立山城勤労者福祉会館を使用する団体様。

2. 仮申請の受付期間

平成 28 年 12 月 15 日（木）から平成 29 年 1 月 16 日（月）※受付事務所必着。

京都府立山城勤労者福祉会館受付事務所あてに所定の用紙により申請をしてください。期間を過ぎた申請は受付できませんので、ご注意ください。

直接受付事務所へご持参頂くほか、郵送・FAX でも申請書の提出を受付けますが、その場合は必ず郵送・FAX 送信を行う旨を施設へお電話していただくようお願いいたします。万が一、郵送・FAX 送信のトラブルで受付事務所に未着のまま期間を過ぎた場合、電話連絡のなかったものについては一切受付出来ない場合があります。

3. 調整の原則

申請頂いた予約日は可能な限り調整いたしますが、なおも競合が発生する場合は別表に定める基準のとおり、優先順位付けにて判断いたします。

4. 決定

「年間予約調整」の結果、使用予約決定となった日程については、当該申請者の方に対し「予約決定通知書」を送付いたします。(通知時期 1 月下旬～2 月上旬)

決定後の取り消しはできません。予約については、確実に開催の決定が決まっているもののみを申請していただくようご協力をお願いいたします。万が一、使用を行わない場合も府規則により同様のキャンセル料を頂きます。なお、本年度の年間予約調整において問題のあった団体については、次年度以降の年間予約調整の申請をお断りする場合がございます。

5. 使用承認申請

年間予約調整で使用予約決定の通知があった団体は、事前または利用当日に使用承認申請書と使用料金を添えて施設受付事務所へ申請してください。

6. その他

- 当館の駐車場は通常 30 台～40 台の収容が可能です。多くの車が予想される場合は、事前に施設までご相談ください。(周辺施設への連絡・調整を行います。)
また、利用団体で交通整備要員を配置し、事故や混乱のないよう努めてください。
- 各使用区分の時間には準備・片付けの時間が含まれます。他の利用者の皆様にご迷惑にならないよう、時間遵守をお願いいたします。
- 館内へのごみの置き去りや駐車場へのポイ捨てが目立ちます。利用者の皆様が出したごみは責任をもってお持ち帰りください。
- 提出いただきました申請書に記載された個人情報、予約調整に関する目的以外には使用いたしません。

別表

| 順位 | 分類 | 内容 |
|----|--------|---|
| 1 | グループ A | 京都府及び府内地方自治体またはそれに準ずる団体が主催または共催する事業 |
| 2 | グループ B | 京都府内の公共団体の実施する事業のうち非営利を目的とした事業（準備・周知等に時間を要するもの） |
| 3 | グループ C | 競技大会・大型イベントなど（準備・周知等に時間を要するもの） |
| 4 | グループ D | その他年間を通じての計画が必要な活動 |

【付加事項】

- ①多くの方に公平に施設をご利用いただくため、順位が優位のグループであっても、年間利用日数が多い場合や、連日して施設利用を行う場合、利用の偏りが無いよう、グループ順位に係らず調整する場合がございますのでご了承ください。

また、情報保護の観点から予約調整に係る申請者・申請団体に関する質問はお応えできません。

- ②特に「土」、「日」、「祝日」は、各日毎 4～5 団体様の申請がありました。(H28 年度の傾向)
上記、「4・決定」の項にもあります様に、確実に決定された行事等につき応募願います。
本年度も決定通知以降のキャンセルが散見されましたが、キャンセル料の問題ではなく決定から漏れた団体様に結果的・間接的にご迷惑をお掛けすることになります。

以上ですが宜しくお願い致します。

